

指定訪問介護等重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下、「訪問介護サービス」という。）を提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
（ 静岡県指定 長介第64-6号 ）

1 事業者の概要

(1) 名称等

名 称	森町社協ケアサービス		
所 在 地	〒437-0215 静岡県周智郡森町森50番地の1		
電 話 番 号	0538-85-0920		
法人種別及び名称	社会福祉法人森町社会福祉協議会		
代表者職及び氏名	会長 比奈地 敏彦		
管 理 者 氏 名	村松 信明		
サービス提供責任者氏名	田上 清美 横山 久美		
介護保険事業所番号	2276300049	指定日	平成12年4月1日
サービスを提供する 通常の実施地域	森町全域		

(2) 職員の体制（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職 種	常 勤 非常勤	資 格	指定基 準	職務の内容
管理者(兼務)	1名	—	1名	
サービス提供責任者	1名以上	実務者研修 修了以上	2.5人 以上	契約、計画書作成 サービスの調整等
訪問介護員	2名以上	初任者研修 修了以上		身体介護、生活援助 のサービスの提供

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日。但し、12月29日から1月3日を除く。
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分
サービス提供日	日曜日から土曜日。但し、12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前8時から午後9時
※ 緊急時連絡先	森町社協ケアサービス 0538-85-0920 (8:30 ~ 17:15) 090-4852-8925 (携帯) (17:15 ~)

2 当事業所が提供するサービスと料金

(1) 当事業所は、次のサービスの中から選択されたサービスを提供します。

身体介護		生活援助	第1号訪問事業
①食事介助 ②体位変換 ③入浴介助 ④排泄介助 ⑤通院介助	⑥衣服の着脱 ⑦身体の清拭・洗髪 ⑧服薬管理 ⑨整容介助 ⑩その他	①調理 ②洗濯 ③住居の掃除 ④買い物 ⑤その他日常生活上の世話	自立支援のための見守り援助

(2) 当事業所の訪問介護サービスの提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する料金は、原則として基本料金の1割～3割（「介護保険負担割合証」に記載されている自己負担割合）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

◆基本料金 ○指定訪問介護（通常時間帯）

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間以上 (30分を増す毎)
	244単位	387単位	567単位	82単位を加算
身体介護に引き続き生活援助を行った場合				
20分以上	65単位			
45分以上	130単位			
70分以上	195単位			
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	—	—
	179単位	220単位	—	—

○第1号訪問事業

	週1回程度利用	週2回程度利用	週3回程度利用	20分未満利用
包括単位	1,176単位/月	2,349単位/月	3,727単位/月	—
1回あたり単位	268単位/1回 (月4回まで)	272単位/1回 (月5～8回まで)	287単位/1回 (月9～12回まで)	—

- * 基本料金は、所定の単位に 10.21円 を乗じて得た額です。
- * 基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）、夜間（午後6時～10時）は、25%加算、深夜（午後10時～午前6時）は、50%加算となります。
- * 一定の条件の下に2人の訪問介護員が1人の利用者に訪問介護を行ったときは、ご契約者の同意の上で、2人分の料金となります。
- * 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。
- * ご契約者がまだ介護認定等を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画及第1号訪問事業に係るサービス計画が作成されていない場合も同様です。この場合、保険給付の申請のために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- * 看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルールを弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とします。

加算料金

	単位/月	内 容
初回加算	200 単位	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。
緊急時訪問介護加算	100 単位	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。
特定事業所加算Ⅱ	算定総単位数の100分の10 単位	事業所の体制要件・人材要件が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出をしている場合。
介護職員処遇改善加算Ⅲ	算定総単位数の14.5%	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等実施しているものとして都道府県に届出をしている場合。
介護職員等ベースアップ等支援加算		別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金改善等実施しているものとして都道府県に届出をしている場合。

注一「初回加算」「特定事業所加算Ⅱ」「介護職員処遇改善加算Ⅲ」「介護職員等ベースアップ等支援加算」については訪問介護サービス共通。

(3) その他の費用等

訪問介護サービスを提供するために必要な備品等（水道、ガス、電気等）は、無償で使用させていただきます。事業所に連絡する場合の電話等も、使用させていただきます。

(4) あなたが、当事業所に支払う料金の支払い方法については、月毎の清算とします。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。末日までにお支払いください。支払い方法は、銀行振込、口座自動引落、現金集金の中からご契約の際に選んでください。

(5) 利用予定日の前に、ご契約者の都合により訪問介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。なお、当日になって利用を中止する場合には、取消料として、下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ご利用日の前日までに申し出があった場合	無料
ご利用日の前日までに申し出がなかった場合	基本料金の10%

(6) あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、後日、この証明書を森町の窓口へ提出して差額の払い戻しを受けてください。

3 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う担当の訪問介護員は、サービス提供時に決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
- (2) ご契約者がサービス提供を行う訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者へ交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。
- (3) 事業者の都合により訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

4 サービス実施時の留意事項

- (1) ご契約者は、定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。
- (2) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって、ご契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

5 訪問介護員の禁止行為

(1) 訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって次に該当する行為は、行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族からの高価な物品等の授受
- ③ ご契約者の家族に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6 緊急時における対応

サービス提供中に病状の変化などがあった場合は速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先(家族等)、居宅サービス計画及び第1号訪問事業に係るサービス計画を作成した居宅介護支援事業者及び総合事業支援事業者等へ連絡します。

7 秘密保持及び個人情報の保護

- ① 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ② 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、居宅介護支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

8 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

9. 感染症及び災害の対応

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問介護サービスの提供を受けられるよう、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。

感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

10. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人権の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに 市町に通報するものとします。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

11 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の担当者が受け付けます。

担当者 村松成弘 又は 鈴木 健太郎

電話番号 森町社会福祉協議会〔0538〕85-5769

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）8：30～17：15

(2) その他の相談窓口

森町役場福祉課介護保険係 電話番号〔0538〕86-6341

国民健康保険団体連合会 電話番号〔054〕253-5590

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者（所在地）静岡県周智郡森町森50番地の1

（名称）森町社協ケアサービス

（説明者）⑩

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

同意者（住所）

（氏名）⑩